

奨 学 金 停 止（減額）通 知 書

選定番号 第 号

高等学校 第 学年

氏 名

北見市奨学金支給条例第 7 条第 号の規定により、次のとおり
奨学金の支給を停止（減額）する。

年 月 日

北見市教育委員会

記

1. 年 月から奨学金の支給を停止（減額）し、
支給額を年額 円とする。